

バイオ液肥通信

バイオ液肥についてのお問い合わせ先
 真庭市役所環境課 (0867) 42-1113
 100L以上ご利用の方 ご連絡先
 真庭広域廃棄物リサイクル事業協同組合
 (0867) 45-7773 (担当: 山口)



バイオ液肥の使い方



ほうれんそう (ヒユ科) 編

作付け面積	堆肥 元肥	バイオ液肥の場合		
		元肥	追肥 (定植から)	
			10日後	20日後
プランター	0.3kg	0.3L	0.1L	0.1L
1㎡	3kg	3L	1L	1L
1a	300kg	300L	100L	100L
10a	3,000kg	3,000L	1,000L	1,000L

※必要によって苦土石灰を使用してください



施肥設計及び栽培量 (10aあたり)

- ・ 秋冬栽培 (窒素 20kg・リン 20kg・カリ 20kg)
- ・ 1㎡あたり植付量: 株間 5cm程度で植付してください (100本程度)
- ・ プランター栽培の場合は 0.12㎡で 50本程度植付けしてください



注意事項

酸性土壌は栽培しにくいので、pH 6.5以上で栽培してください。苦土石灰の入れすぎに注意してください。

あまり肥料が多いと葉が固くなりますので、追肥は水に薄めてあげてください。

冬の栽培で、寒さには強いですが、低温を感じすぎると赤色に変化するので、トンネルなど利用してください。

追肥は葉っぱにはかけないでください。根元もしくは少し離れたところにあげてください。

病気について: ベト病・先枯れ病・軟腐病・灰色かび病
 菌核病
 薬: アミスター20・バリダシン・ロブラール

害虫被害について: 根切り虫・ヨトウ虫・アブラムシ
 オオタバコガ
 薬: プレバソン・トレボン・アフーム

バイオ液肥利用の詳しい栽培方法や各種イベント情報等についてはこちらをご覧ください

■ 真庭市役所環境課 facebook

<https://www.facebook.com/maniwashikankyoh/>

■ 真庭り協 facebook

<https://www.facebook.com/maniwarikyo/>



バイオ液肥利用者の感想



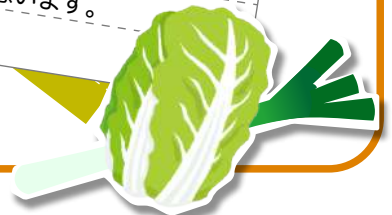
お名前: 上山 悟さん
 ご住所: 真庭市中津井
 液肥利用歴: 4年
 栽培品目: 水稻

元肥の散布や追肥に手が掛からないので大変助かっています。
 昨年度栽培したお米は全量販売したので、今年の新米を食べるのを楽しみにしています。今後も液肥を使っていきたいと思っています。



お名前: 榎原 紀美江さん
 ご住所: 真庭市中
 液肥利用歴: 4年
 栽培品目: ネギ・オクラ・白菜等

オクラは液肥のみで栽培し、美味しいオクラができました。
 液肥は少し臭いがありますが甘味のある野菜ができていると思います。葉物に適していると思うので今後も利用したいと思っています。





バイオ液肥製造工程・バイオ液肥利用について

生ごみ (久世地区)
約300トン/年

世帯数：約4,600世帯
回収頻度：2回/週
ステーション数：360箇所

事業系生ごみ
約100トン/年

し尿・浄化槽汚泥等
約1,100トン/年



発電量

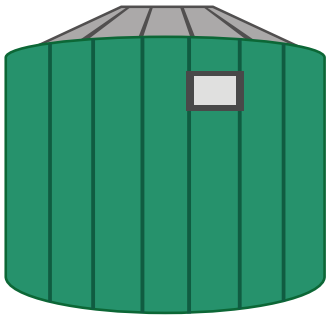
約84,000kwh/年



※一般家庭約15世帯の年間使用電力量
(4人家族)

バイオガス

原料



バイオ液肥

バイオ液肥実証プラント
(真庭り協バイオガスプラント)

バイオ液肥利用

約19ヘクタール

(水稲17ha・畑2ha)

営農組合・農家・学校など



無料

バイオ液肥スタンド情報



蒜山振興局店

住所：蒜山下福田 305

設置期間：4月～12月

※冬季休業有り

美甘振興局店

住所：美甘 4153-1

設置期間：4月～12月

※冬季休業有り

湯原振興局店

住所：豊栄 1515

設置期間：4月～12月

※冬季休業有り

勝山振興局店

住所：勝山 319

設置期間：4月～12月

※冬季休業有り

真庭り協バイオガスプラント店

住所：西河内 696-43

設置期間：通年

ご利用の場合はご予約ください
☎ 45-7773 担当：山口

真庭市本庁舎店

住所：久世 2927-2

設置期間：通年

真庭あぐりガーデン店

住所：中 429-1

設置期間：通年

落合振興局店

住所：落合垂水 618

設置期間：4月～12月

※冬季休業有り

北房振興局店

住所：下皆部 248

設置期間：4月～12月

※冬季休業有り

2018年度
利用量

170トン

皆さんとどうぞご利用ください



MANIWA×SDGs

真庭が目指す持続可能な社会づくり



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



8 働きがいも
経済成長も



12 つくる責任
つかう責任

市内の燃えるゴミの重量の内49%を占め、最も多いのが生ごみです。そんな生ごみを資源化して再利用する事で、クリーンセンターから出る焼却灰は減り、最終処分場も長く使う事ができます。

真庭市では、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥を混ぜてメタン発酵させ、液体の肥料「バイオ液肥」として資源化する取り組みを行っています。現在、生ごみの収集は久世地区のみで行っていますが、将来的には収集エリアを広げ、真庭市全域の生ごみ、し尿、浄化槽汚泥を全て資源化することを目指しています。そのために必要な規模の「生ごみ等資源化施設」の整備を計画し、地域から建設候補地の募集を行っていました。6月から選定委員会での候補地選定作業が始まっています。また、誰でも利用できる「バイオ液肥スタンド」を真庭市役所本庁舎、各振興局、真庭あぐりガーデン、液肥プラントの市内9箇所を設置し、バイオ液肥の無料提供を行っています。肥料としての効果も、水稲やレタス、ブロッコリーなどで行われた実証栽培において化学肥料と比べて収量も味も遜色ない結果が出ています。

ごみを再び資源に



バイオ液肥スタンドに液肥を補充



メタン発酵プラント



バイオ液肥で作られた野菜



バイオ液肥の散布

「SDGs 未来都市真庭」 真庭市発行より